



総務省行政相談センター

まぐみみ沖縄

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和7年10月21日
総務省沖縄行政評価事務所

災害時の特別行政相談活動に関する連携協定を締結

～被災者支援の更なる充実を目指して～

総務省沖縄行政評価事務所は、地震、台風、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設しています。

被災者の相談ニーズに円滑に対応するため、特別行政相談所への行政書士の派遣について、この度、沖縄県行政書士会と連携協定を締結しました。

- 1 締結日：令和7年10月14日（火）
- 2 場所：沖縄行政評価事務所内会議室
（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階）
- 3 出席者：沖縄県行政書士会 会長 眞榮里 孝也
沖縄行政評価事務所長 高田 賀夫
- 4 連携協定の概要：
 - 被災者の困りごとに対応するため、沖縄行政評価事務所が開設する特別行政相談所に、沖縄県行政書士会が会員を派遣
 - 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政上の手続に関する相談に対応
 - 沖縄県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力※特別行政相談所では全ての相談に無料に対応



（連携協定書への署名）



（眞榮里会長）（高田所長）



【連絡先】

担当：行政相談課長 武一

電話：098-866-0148

総務省の行政相談とは

行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。



令和6年度の沖縄県内の行政相談受付件数は2,073件です。
そのうち、723件を行政相談委員が受け付けています。

総務省の特別行政相談活動

総務省の行政相談では、通常の活動のほか、地震、台風、豪雨など災害が発生した場合、被害を受けた方々に寄り添い、支援するための特別行政相談活動を実施しています。

能登半島地震の災害対応における特別行政相談活動



特別行政相談所の開設
(令和6年末現在、石川県内111か所で開設)



**生活支援情報をまとめた
ガイドブックを避難所等に配布**



**「災害専用フリーダイヤル」
設置(1/12～)**



ガイドブックは、令和6年末現在で約2万部配布、約8万のダウンロード

特別行政相談所で申請手続きがその場で完結(申請手続きを支援)



行政書士、運輸局、軽自動車検査協会が連携して対応

市町村や運輸局などの行政機関だけでなく、行政書士などの士業も無報酬で対応
⇒写真は、行政書士、運輸局、軽自動車検査協会が連携し、被災した車の廃車申請手続きをその場で完結している様子

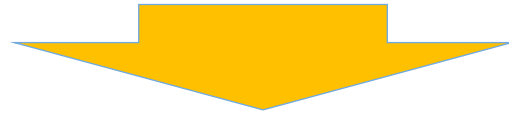


行政書士会との連携の重要性を改めて認識

特別行政相談活動における沖縄県行政書士会との連携

総務省の特別行政相談活動では、自治体、行政相談委員、行政書士等がワンストップで対応する「特別行政相談所」を開設。能登半島地震では、約 6,500 件の相談に対応。相談内容は罹災証明、住宅修理、公費解体等住宅など役所への申請を伴う内容が多数

⇒ 県行政書士会との連携が重要



沖縄行政評価事務所は、令和 7 年 8 月 15 日に沖縄県行政書士会を訪れ、同会の会長及び副会長と懇談

特別行政相談活動における行政書士の役割・重要性を説明し、沖縄県行政書士会との連携強化のため、連携協定の締結を提案



沖縄県行政書士会と協定内容を協議し、
連携協定の締結に合意



協定の概要

- 被災者の困りごとに対応するため、沖縄行政評価事務所が開設する特別行政相談所に、沖縄県行政書士会が会員を派遣
 - 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政上の手続に関する以下のような相談に対応
 - ・ 罹災証明書など各種証明書の交付申請に関すること
 - ・ 被災自動車の登録抹消など各種登録・抹消手続に関すること
 - ・ 各種支援金・給付金に関すること 等
 - 沖縄県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力
- ※ 特別行政相談所では全ての相談に無料に対応



特別行政相談活動を巡る国の動き

令和6年能登半島地震の災害対応では、総務省の特別行政相談活動が、被災者に寄り添い、生活再建等の支援において大変重要な役割を果たすものと評価

防災基本計画（修正案）に特別行政相談活動を位置付け

令和6年6月28日、総理官邸において中央防災会議（第44回）が開催され、国の「防災基本計画」に総務省の「特別行政相談活動」が位置付け

「国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。」



沖縄行政評価事務所が指定地方行政機関に指定

令和7年6月10日、「災害対策基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成12年総理府告示第63号）の一部を改正する告示」（令和7年内閣府告示第97号）が告示され、管区行政評価局、沖縄行政評価事務所が指定地方行政機関に指定

沖縄県との具体的な調整を開始

沖縄行政評価事務所が指定地方行政機関に指定された告示を受け、沖縄県知事公室を訪れ、今後、①沖縄県防災会議のメンバーに沖縄行政評価事務所を追加、②沖縄県地域防災計画における特別行政相談活動の位置付け等を要請するとともに、災害対応に当たっての県、市町村との連携について意見交換を実施



沖縄県知事公室、消防防災対策課等の担当者に、総務省の特別行政相談活動について説明するとともに、今後の対応を相談（令和7年6月18日）